

酒々井町教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年4月

酒々井町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1

2. 目標 2

3. 計画の期間 2

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2～4

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、千葉県の『学校における働き方改革推進プラン』を踏まえ、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保するための措置を体系的に講じることが目的として策定しています。これは『第3期酒々井町教育振興基本計画』に基づき、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす質の高い教育を実現するための重要な取り組みです。

近年、学校現場では多様な教育課題への対応や業務の複雑化により、教育職員の負担が増大しています。過重な業務は、教員の健康や意欲に影響を及ぼすだけでなく、教育の質にも直結します。

そこで、本計画では「学校における働き方改革」を推進し、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、創造的で質の高い授業や支援を行える環境を整えます。

本計画を通じて、教員が健全な働き方を実現し、専門性を発揮できる体制を構築することで、子どもたちへの教育の充実を図ります。

(2) 酒々井町の現状

酒々井町では、教員が子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりに努め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでおります。業務負担の軽減と教育の質向上を両立するため、校務DXを推進し、校務支援システムの活用や事務作業の効率化を進めています。

こうした取組の結果、酒々井町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりでした。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（1月末現在）】※8月は除く

	月45時間を上回る割合（年平均）	月80時間を上回る割合（年平均）
小学校	44.5%	8%
中学校	38.0%	0%
平均	41.3%	4%

時間外在校等時間が45時間を超える割合は高く、特に、4月～6月が高くなっています。成績処理や校務分掌に関する事務作業、行事準備、部活動指導、保護者対応などの業務で負担感が大きくなっています。

このような状況を改善するため、校務の効率化や業務の重点化、部活動の地域展開の推進、ICT活用の支援体制強化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定します。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を上回る割合を 20%以下にする。
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を上回る割合を 0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ※【 】内は令和 7 年度数値

- ・ 年間の年次有給休暇の一人あたりの取得日数を令和 11 年度までに 20 日以上とする。
- ・ ストレスチェックにおける量的負担を 9.0 以下とする。【3 校平均 9.73】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

酒々井町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

[イ] 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ スクールガードボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆ 学校徴収金の公会計化

- ・ 学校徴収金（一部）の徴収・管理・業者への支払い等を可能な限り迅速に公会計化する。

[ロ] 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 外部委託業者と教育委員会が連携をしながら、より一層学校の ICT 環境の整備や支援を推進していく。

◆ 部活動

- ・ 地域展開を段階的に推進していく。令和 8 年度は 2 部活の地域展開を実施する。（令和 7 年度は陸上部を地域展開し、吹奏楽部に部活動指導員を配置）

[ハ] 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆学習評価や成績処理

- ・ 中学校では自動採点システムを導入する。採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ 指導要録を電子化することで、業務効率化を図る。

◆水泳学習の見直し

- ・ 令和 8 年度より大室台小学校において、水泳指導を民間委託する。（酒々井小学校は平成 2 7 年度から民間委託）

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 教育委員会が首長部局関係課との連携やスクールソーシャルワーカー、訪問相談員等の活用を積極的に行い、学校の支援・協働体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要性を精査し、適正な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（小学校 4 年生以上は年間で 1086 単位時間以上）には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ ICT の活用により、家庭学習（デジタルドリル）や、連絡帳のデジタル化、ワークシート作成等の教材準備時間の削減を一層推進する。
- ・ 学校行事において、教育職員に過度な負担が生じないよう内容の精選や見直し、規模の縮小等を検討する。また、準備や運営については、保護者及び地域の協力を得られるよう働きかけていく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超え、疲労の蓄積が認められ、申し出を行った教育職員には医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

- ・ ストレスチェックでの高ストレス者は、面接希望があれば、医師等と面接指導を実施する。
- ・ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業中に連続休暇が取得できるように学校閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する支援を実施する。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、酒々井町のホームページで公表するとともに、定例の酒々井町教育委員会会議及び酒々井町総合教育会議において報告することとする。

